

《Labor Communication 2018・1》

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。
 年の始めに神社参拝やおみくじ、占いをされる方も多いと思います。占星術に関心の高い先輩から「開運暦」なるものをいただきました。こういった占いのコメントを読んでいると日常会話では口にする胡散臭くなりそうな言葉が「そうなんだ」と受け入れられることに気がつきました。「変化を受け入れていく先に幸せがまっています」「弱みと感じていた部分が長所と気づくかも」「負担に感じていたものを手離して」など。自分の気持ちや状況を俯瞰してみることが大事なのかもしれません。言葉を楽しみ味わう1年を！（小野山真由美）

**1年の始め
年齢チェック！**

★年齢による手続き、定年に近づく社員をチェック！

社会保険・労働保険には、年齢による手続きがあります。年の始めに労働者名簿の一覧表を眺めて、この1年にこういった手続きの必要な社員をチェックしておいてはいかがでしょうか。

18歳未満	夜10時から朝5時までの深夜労働禁止。（労基法 第61条）
20歳	国民年金へ強制加入。学生でも対象です。すでに会社員で働いている場合は20歳から60歳まで厚生年金に加入していることで国民年金にも加入していることになります。
40歳	介護保険：第2号被保険者として介護保険料の徴収が開始
60歳	女性の場合：昭和33年4月1日までに生まれた方：特別支給の老齢厚生年金を受給できます。 雇用保険：【高年齢雇用継続給付金】60歳到達時賃金より、75%以上減額かつ5年以上継続勤務している場合、65歳まで高年齢雇用継続給付金を受給できます。 社会保険：60歳以上退職における再雇用、契約の変更で社保の等級がかわった場合、同日得喪ができます。（その月で等級の変更！）
62歳	男性の場合：昭和31年生まれの方で62歳をむかえるときに特別支給の老齢厚生年金を受給できます
65歳	雇用保険：退職した場合 65歳を超えると高年齢求職者給付金の対象となります。65歳未満での離職者は、基本手当を受給できますが超えると一時金での受給へ。
70歳	厚生年金の保険料の徴収がなくなります。健康保険は高齢受給者証が交付されます。26万円の等級までは、医療費窓口負担が2割です。それ以上は3割負担のままです。
75歳	健康保険の保険料の徴収がなくなり、後期高齢者となります。



兼業？副業？

★「働き方改革」の矛盾？厚労省「モデル就業規則」変更！

柔軟な働き方に対して議論を進めている厚生労働省。モデル就業規則では、これまで「会社の許可なく兼業・副業を行ってはならない」という文言を削除します。残業を短くせよ、副業兼業を認めよとなるとどうしていいのか？ 今年の課題です！

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814
 電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里 社会保険労務士 小野山 英男 特定社会保険労務士 小野山 真由美

★平成30年が始まりました。さあ、どんな1年になるでしょうか！